

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県企業局 企業管理者 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月19日付け29福企管第493号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県教育委員会 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月19日付け29教総第1809号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）または「単独事務」（別紙2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月13日付け福警総第1559号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）または「単独事務」（別紙2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月12日付け29選管第392号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県人事委員会委員長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月12日付け29人委任第723号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）または「単独事務」（別紙2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県代表監査委員 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月10日付け29監総第417号及び平成29年11月10日付け29監総第515号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県労働委員会会長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月6日付け29労調第360号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県収用委員会会長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月13日付け29福収第7号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

筑前海区漁業調整委員会会長  
福岡県有明海区漁業調整委員会会長  
福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月11日付け29漁調委第103号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月11日付け29内水管委第33号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

公立大学法人 九州歯科大学 理事長・学長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月5日付け29九歯大第6010号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）または「単独事務」（別紙2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成29年11月16日

公立大学法人 福岡女子大学 理事長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年10月11日付け29福女大第308号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙1）または「単独事務」（別紙2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

29 個保審 11 号  
平成 29 年 11 月 16 日

公立大学法人 福岡県立大学 理事長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成 29 年 10 月 11 日付け 29 福県大第 99 号で諮問のあったことについて、「共通事務」（別紙 1）または「単独事務」（別紙 2）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。